

公告

令和8年4月2日

東三河広域連合 連合長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務

(2) 業務内容

別紙「山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

(5) 契約上限金額

金22,110千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) 本件プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

ア 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて、営業種目が
大分類：役務の提供、中分類：調査委託について登録されていること。

イ 令和2年度以降に地方公共団体等において、調査業務、施設機能・整備運営手法等検討業務
（基本計画策定業務等を含む）など同種・同類の業務の受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でない
こと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、東三河広域連合又は構成市町村
のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の期
間がないこと。

オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「東三河広域連合が行う事務又は
事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成27年5月1日付け締結）に基づく排除処置を受
けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされ
ていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立て
がなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再

生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
キ 評価委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者でないこと。また、評価委員会委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に所属する者でないこと。

- (2) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
- ア 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として東三河広域連合と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、東三河広域連合に対して全ての責任を負うものとする。
- イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ウ 共同企業体の代表企業は、上記(1)の全ての要件を満たしていること。また、代表企業を除くその他の構成企業は、上記(1)ウからキの要件を満たしていること。

3 参加手続

- (1) 担当部局及び問い合わせ先

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通2丁目16 東三河広域連合 総務課

電話：0532-35-6006

ファックス：0532-56-1555

電子メールアドレス：somu@union.higashimikawa.lg.jp

- (2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

東三河広域連合総務課ホームページ：<https://www.east-mikawa.jp/>

- (3) 参加意向申出書の提出

- ア 提出期限

令和8年4月14日(火)午後5時必着(郵送の場合も同様とする。)

- イ 提出場所

(1)に同じ

- ウ 提出部数

1部

- エ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)、郵送(書留郵便に限る)又は電子メール(送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること)により提出すること。

- オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

- (4) 提案書等の提出

- ア 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時必着(郵送の場合も同様とする。)

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類及び部数

① 提案書 正本 1 部、副本 8 部及び PDF データ

正本、副本ともに A 4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

② 見積書及び見積金額内訳書 各 1 部

③ 共同企業体結成届出書 1 部 ※共同企業体での参加の場合のみ提出すること。

エ 提出方法

紙媒体は持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）によるものとし、PDF データは電子メール（送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること）により提出すること。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合は、第二次評価対象者を第一次評価の評価点上位 5 者程度とする。提案者が 5 者以下の場合には、第二次評価予定日に書面審査とプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和 8 年 5 月 25 日（月）を予定

時間、場所及び留意事項等については令和 8 年 5 月 19 日（火）までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要（契約候補者として特定した者は契約書を作成することを要する。）

- (3) その他詳細は、「山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務プロポーザル実施要領」による。